

議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和 7 年 6 月 10 日（火） 議会運営委員会終了後

☆ 会 議 室 第 2 委員会室

☆ 協 議 事 項	結 果
1 議会モニターについて	左記のとおり
議会モニター会議でいただいた意見を反映し、6 月定例会よりインターネット録画中継の一般質問の画面に質問項目を追加して表示することが了承された。また、この	
取組内容を桐生市議会のホームページに掲載することが了承された。	
令和 7 年度の議会モニターの募集を 5 月 1 日から実施しているが、募集期間を 6 月 30 日まで延長したことが報告された。	
2 議会改革実施計画の総括について	左記のとおり
3 月 12 日の本委員会において議会改革実施計画の進捗状況の確認を行ったが、その	
後の令和 7 年 4 月・5 月の進捗状況を追加することが了承された。内容としては、議	
会報告会と意見交換会の 4 月・5 月の欄に「議会基本条例を改正」の文言を追加し、	
議会モニターの 5 月の欄に「実施」の文言を追加することが了承された。その他の項	
目の 4 月・5 月の欄についても正副委員長案のとおり追加することとし、議会改革実	
施計画の総括を完了することが了承された。	
3 最終報告について	左記のとおり
「議会改革について」は、今後も必要に応じ調査活動を続けていく必要があること、	
今後の議会報告会の開催及び議員全員で実施する意見交換会の開催については議会	
運営委員会などで協議、決定していただく必要があること、「地方自治法第 92 条の 2	
の改正に関する対応」についても議会運営委員会などで協議していただく必要がある	
こと、以上の 3 点について議長に申し入れることが了承された。	
最終報告の内容については、正副委員長案のとおりとすることが了承された。委員	
長報告までに修正が生じた場合は修正後の最終報告を委員に配付することとし、軽微	
な修正の場合は正副委員長一任とすることが了承された。	
4 その他	左記のとおり
なし	